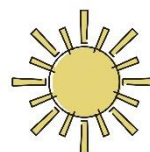


デジタルでみんな便利に 誰も取り残さない デジタル改革



新地町DX推進ビジョン

2023 年度（令和 5 年度）～2025 年度（令和 7 年度）

2025 年度 6 月見直し

目次

第1	背景・目的	2
第2	本町におけるDXについて	2
1	デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは	2
2	SDGs との関連性	3
3	位置づけと本ビジョンの構成	4
(1)	基本理念及び基本方針	5
(2)	基本方針を支える考え方	6
(3)	本町における重点施策	8
第3	推進体制	10
巻末	用語解説	12

新地町 DX 推進ビジョン

第1 背景・目的

今日、少子高齢化や労働力不足、地方の過疎化などの社会課題がある中、国においては、インターネット等の「サイバー空間（仮想空間）」と「フィジカル空間（現実空間）」を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題解決を両立する新たな社会「Society5.0」の実現を目指しています。こうした状況の中、2020年にはスマートフォンの世帯保有率は、8割以上を超え、スマートフォンは、移動情報システムとしてだけでなく、生活インフラシステムへと変容しています。デジタル技術の発展は、AI や自動運転、ドローンの活用などにより、すでに特定の分野や業務において、業務効率化・高付加価値化等の効果をあげています。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、非接触・非対面による活動を積極的に取り入れた新しい生活様式への対応がデジタル化により急速に進みました。

このように、デジタル化の進展や国のデジタル化の推進が加速する中で、自治体においても柔軟かつ迅速な変革が求められています。

2020年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、『デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～』が示され、日本社会全体でデジタル化が急速に進められています。これを受け、自治体がデジタル化社会の構築に向けた取り組みを進めるための支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定されました。

このような背景から、新地町ではデジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」とする）を喫緊の課題と捉え、国の動向を踏まえながら、その目指すべき姿や基本的な考え方を統一するため、『新地町 DX 推進ビジョン』を策定いたします。

第2 本町における DX について

1 デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは

「デジタル・トランスフォーメーション」は、スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマンが2004年に提唱した概念で、『ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること』とされています。本ビジョンにおけるDXは、デジタル技術を用いた単純な改善・省人化・自動化・効率化・最適化にとどまりません。社会・産業・生活の根本からの革新的変化に向けて、産業・組織・個人が大転換を図ることを指します。あくまでデジタル技術の活用はあくまで変革の手段であり、住民サービスの向上等が主な目的で、これまでの既成概念等を壊しながら、新たな価値

創出するために変革していきます。



2 SDGs との関連性

SDGs は、サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標) の略で、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015 年の国連サミットにおいて、全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

国は、「SDGs 実施指針」を策定し、政府の具体的な取組を加速させるため、全省庁による具体的な施策を盛り込んだ「SDGs アクションプラン」を毎年策定し、国内における実施と国際協力の両面で SDGs を推進しています。

本ビジョンにおいても、デジタル技術等を用いた災害・社会課題に対応する基盤の整備や誰もがデジタル化の恩恵を享受できる仕組みづくりに取り組むなど、SDGs の掲げる「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」に資するよう、積極的にデジタル技術を活用していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 位置づけと本ビジョンの構成

『新地町 DX 推進ビジョン』は、令和3年3月策定「第6次新地町総合計画」（以下、「総合計画」とする）の推進について、デジタル化を通じて補完するものであり、令和3年3月策定「第2期新地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」（以下、「総合戦略」とする）等も踏まえつつ、今後の自治体行政の在り方を見据えながら、本町の DX 化の目指すべき姿や基本的な考え方を示すための『ガイドライン』となります。



本ビジョンは、社会の変容に合わせて、随時見直しを行い、本町がより良くなるよう

に更新していきます。

本ビジョンにより、各所管のデジタル化や情報システムに関連する事業や業務との整合、関係者間の方向性の理解、国が想定するデジタル化の範囲などを共通認識いたします。本ビジョンは、令和2年12月25日付で国より通知された「自治体 DX 推進計画」**(令和7年3月28日最終改定)**における計画的な取組を踏まえ、作成するものです。

本ビジョンは、「基本理念及び基本方針」「基本方針を支える考え方」「今後の重点施策」の三層から構成されます。

(1) 基本理念及び基本方針

DX を通じて目指す姿（目的・目標）を描くとともに、目的・目標を達成するための手段に関する基本的な考え方を示す。

(2) 基本方針を支える考え方

基本方針を支える四つの考え方を示す。

(3) 今後の重点施策

具体的な取組方針を前提とした様々な施策のうち、喫緊に対応すべき内容を示す。

(1) 基本理念及び基本方針

本ビジョンの基本理念及び基本方針は、総合計画及び総合戦略を踏まえ、次のとおり定めます。

① 基本理念

『デジタルでみんな便利に 誰も取り残さないデジタル改革』

② 基本方針

新地町の目指すべき姿として3つの分野における「基本方針」を設定します。

ア 住民サービスの向上



セキュリティ対策を担保にデジタル技術を活用することにより、いつでもどこでも行政手続きができ、誰もが利便性が高く質の高い住民サービスを受けられる環境を整備し、活力ある町民生活の実現を推進します。

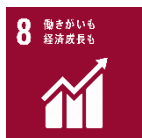
イ 社会基盤の整備



町民の安全・安心を守り年齢や障がいの有無、経済的な理由等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる環境整備をするため、情報格差対策に取組

ます。

ウ 行政運営の変革



社会課題が深刻化する中でも、行政サービスを持続可能な形で提供し続けるべく、既存業務の見直し・改善、デジタル技術活用による定型業務等の自動化・効率化を進めます。職員が町民との相談や地域との対話、企画立案など、人が実施した方がより効果が得られる業務に専念できる環境を整備します。

基本理念 デジタルでみんな便利に 誰も取り残さないデジタル改革

住民サービスの向上

・いつでもどこでも行政手続きができ、誰もが利便性が高く質の高い住民サービスを受けられる環境を整備し、活力ある町民生活の実現を推進します。



社会基盤の整備

・誰もがデジタル化の恩恵を享受できる環境整備をするため、情報格差対策に取り組みます。



行政運営の改革

・既存業務の見直しを行い、定型業務等の自動化・効率化を進め、人が実施した方が効果が得られる業務に専念できる環境を整備します。



(2) 基本方針を支える考え方

基本方針を支える考え方を『世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画』「2. デジタル強靱化を実現するための基本的な考え方」を当町の現状を鑑みて踏襲し、設定します。

① 町民の利便性向上

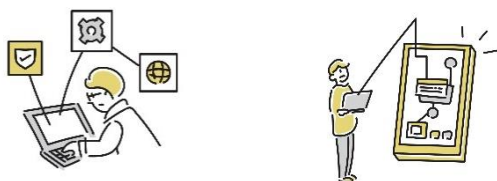
コンビニ交付やオンライン申請など、全ての町民が利便性を実感できる施策を実



施します。

② 効率化の追求

行政事務における生産性の向上（合理化・簡素化・時間短縮）に繋がる施策



③ 安全・安心の追求

ネット接続機器等の増加により、サイバーリスクの増加が高まる中、安全・安心を大前提に、デジタル施策の生産性向上等を支える情報セキュリティ対策を実施します。



④ 人にやさしい、デジタル化

サービスデザイン向上（UI/UX）をはじめ、情報格差対策を実施します。



（３） 本町における重点施策

「自治体 DX 推進計画【第 4.0 版】」の重点取組事項等と本町の状況を照らし合わせ、本町で取り組む重点施策は次のとおりとする。

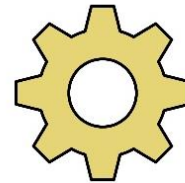
① 自治体フロントヤード改革の推進

住民の行政手続において、多様な住民ニーズに対応するために、デジタル手続法に定める基本原則（①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ）に則って、デジタルツール等を活用し、対面・非対面の対応を適切に組み合わせ、住民との接点の多様化・充実化を推進します。



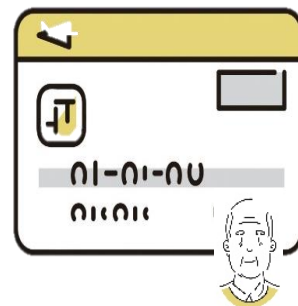
② 自治体の情報システムの標準化・共通化

住民記録や地方税、福祉など地方公共団体の主要な基幹系 20 業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠した共通システムへ移行を実施します。



③ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

本人確認書類としての利用はもとより、健康保険証利用やオンラインでの確定申告、各種証明書のコンビニ交付サービスなど様々な場面で利活用がなされるなど住民の利便性向上につながるマイナンバーカードについて、町民が円滑にマイナンバーカードを取得していただくためのマイナポータル専用端末の設置等による交付環境整備や交付体制を充実させます。
また、その利活用の推進に向け、生活の様々な局面で利用ができるようなマイナンバーカードを利用した行政サービスの検討を行い、マイナンバーカードの利用を推進する。



④ 公金収納における eL-QR の活用

公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性を向上させるため、公金収納の eL-QR の活用を推進します。



⑤ 自治体の AI・RPA の利用推進

自治体の定型的業務の中で、業務プロセスの見直しや情報システムの標準化・共通化など、根本的な対策を検討し、そのうえで効率的と考えられる AI や RPA の利用を推進します。



⑥ セキュリティ対策の徹底

各施策を進める中で、業務システムの標準化・共通化の取組やサイバーセキュリティの高度化・巧妙化を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し等を行い、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。また、情報に関する障害や事故及びシステム上の欠陥が発生した場合の拡大防止・迅速な復旧や再発防止の対策を進めるとともに職員の情報セキュリティに関する研修等を行います。



⑦ デジタルデバインド（情報格差）対策

年齢・障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由等に関わらず、誰も取り残さない形で全ての町民にデジタル化の恩恵を享受できる環境整備に取り組むとともに、対面に代表されるアナログな手法とデジタル技術を活用した手法の最適化を図ります。



⑧ BPR（業務改革）の取組の徹底（書面・押印・対面の見直し）

業務・手続きについて、押印・対面主義脱却などの見直しを実施します。合わせて、ペーパーレス化やクラウド化、OCR やキャッシュレス決済の導入についても検討を行います。



⑨ 地域社会のデジタル化

地域活性化、医療・健康・福祉、環境、交通、ローカル 5G などの分野における地域課題や地域の魅力向上のため、デジタル技術活用の検討・実装を行います。

また、地域社会のデジタル化を図るために地域住民や企業、行政が連携し、地域全体の発展を目指し、取り組みます。

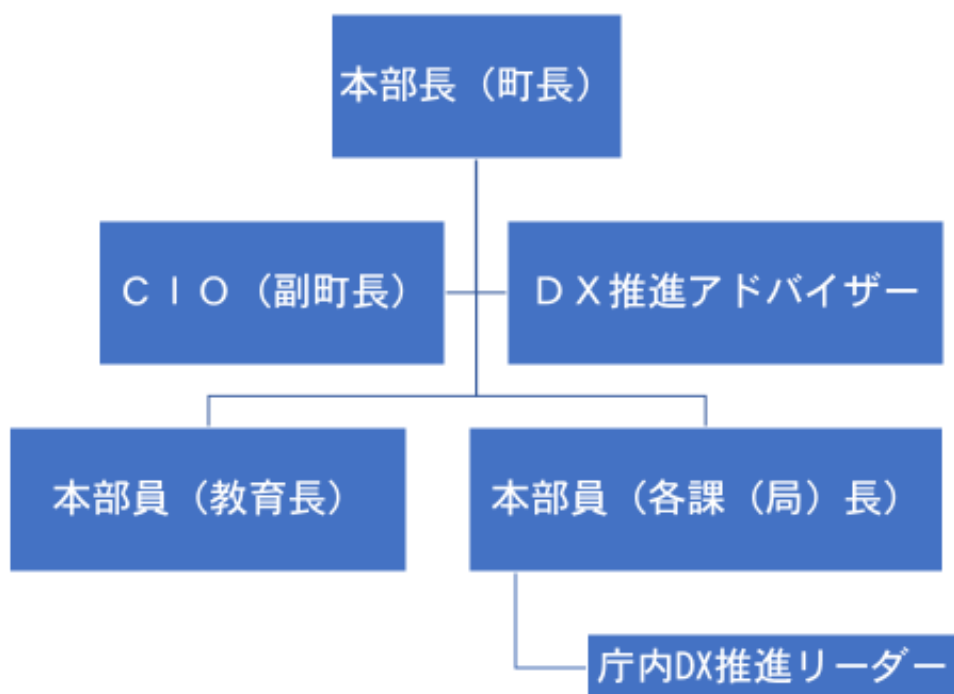


第3 推進体制

DX 推進にあたっては、迅速な意思決定をもって取組を推進する必要があります。そのため、課長級以上の職員で構成される「新地町 DX 推進本部」（以下、「推進本部」とする）を設置します。

推進本部では、町長が本部長となり、デジタル化の推進に当たって、これまでの仕事の仕方や組織・人事の仕組み、組織文化・風土の変革に強いコミットメントをもって取り組みます。また、副町長を最高情報統括責任者（CIO：Chief Information Officer）とし、全庁的な DX 推進体制整備に取り組み、国の示す重点取組事項への対応、並びに町独自の施策など、議題に応じた庁内横断的な体制を統括します。併せて、デジタル分野について高度な専門的知識を有する人材に DX 推進アドバイザーとして、施策遂行のサポートを実施します。各課等においては、役職に関わらない「庁内 DX 推進リーダー」を設置し、研修等を通じたデジタルリテラシー向上を図りながら、DX 化推進の旗振り役となる人材を育成します。

新地町DX推進ビジョン推進体制図



巻末 用語解説

ページ	番号	索引	用語	解説
2	1	イ	インターネット	世界中のコンピュータなどの情報機器を接続するネットワーク。
2	2	サ	サイバー空間（仮想空間）	主にコンピュータやネットワークによって構築された仮想的な空間を指す。代表的なものとしてインターネットがある。
2	3	フ	フィジカル空間（現実空間）	サイバー空間に対する、現実の物理空間のこと。
2	4	S	Society5.0	狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（2.0）、工業社会（3.0）、情報社会（4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。
2	5	ス	スマートフォン	従来の携帯電話に比べてパソコンに近い性質を持った情報機器。Web サイトや動画の閲覧、メールの送受信等ができる。
2	6	イ	インフラ	インフラストラクチャー（Infrastructure）の略称で、現代の社会において、国民生活を支える施設や仕組みのことで、社会基盤と訳す。
2	7	A	AI	アーティフィカル・インテリジェンス（Artificial Intelligence）の略称で、人工知能と訳される。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラムあるいは人間知的とを感じる情報処理・技術とされている。
2	8	じ	自動運転	自動運転とは、ドライバー（人間）が行っている、認知、判断、運転操作（加速、操舵、制動など）といった行為を、人間の代わりにシステム（機械）が行うものです。

ページ	番号	索引	用語	解説
2	9	ド	ドローン	遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機。
2	10	D	DX	デジタル・トランスフォーメーション (Digital Transformation) の略称で、スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマンが 2004 年に提唱した概念。『ICT (情報通信技術) の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること』とされています。本ビジョンにおける DX は、デジタル技術を用いた、社会・産業・生活の根本からの革新的変化に向けて、産業・組織・個人が大転換を図ること。
2	11	I	ICT	インフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジー (Information and Communication Technology) の略称で、情報通信技術と訳される。インターネット等の通信技術を利用した産業やサービス。
3	12	デ	デジタイゼーション	組織内の特定の作業の効率化のためにデジタル技術を導入すること。
3	13	デ	デジタライゼーション	組織内だけではなく外部環境や組織戦略含めたプロセス全体をデジタル化すること。
3	14	S	SDGs	サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標) の略称で、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられ、2030 年を達成年限とし、17 のゴ

ページ	番号	索引	用語	解説
				ールと 169 のターゲットから構成される。
5	15	し	社会基盤	現代の社会において、国民生活を支える施設や仕組みの総称。インフラとも呼ばれることがある。
6	16	ジ	情報格差	インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者と利用出来ない者との間に生じる格差。デジタルデバイドとも呼ばれることがある。
6	17	セ	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年7月17日に閣議決定されたもので、全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安心して安全な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた政府全体のデジタル政策をとりまとめたもの。
7	18	コ	コンビニ交付	住民票の写しをはじめとする市区町村の各種証明書をコンビニエンスストア等の店舗で取得すること。
7	19	サ	サイバーリスク	サイバー攻撃（ウイルスメールやウェブサイトの改ざん等）による情報漏洩やシステムの停止等の危険性のこと。

ページ	番号	索引	用語	解説
7	20	ジ	情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性を確保すること。機密性とは、ある情報へのアクセスを認められた人だけが、その情報にアクセスできる状態を確保すること。完全性とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。可用性とは、情報のアクセスを認められた人が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保すること。
7	21	U	UI	ユーザインタフェース（User Interface）の略称で、ユーザとコンピュータの間に情報をやりとりする様々な機器や入力装置のこと。
7	22	U	UX	ユーザーエクスペリエンス（User Experience）の略称で、製品やシステム、サービスなどの利用を通じてユーザが得る体験のこと。
8	23	ジ	自治体フロントヤード	自治体における住民と自治体の接点のこと。
8	24	デ	デジタル手続法	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）。
8	25	デ	デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。
8	26	ワ	ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。
8	27	コ	コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること。
8	28	ひ	標準化・共通化	特定の 20 業務について、オンライン申請等を全国共通で普及させるための

ページ	番号	索引	用語	解説
				デジタル化の施策。標準準拠システムの利用を義務付け、人的・財政的な負担の大きい各自治体の情報システムから軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするという背景がある。
8	30	マ	マイナポータル	マイナンバーを使って、いつでもどこでも行政の手続きができる Web サイト。
9	31	e	eL-QR	地方税統一 QR コードの呼称で、納付書に印字された QR コードを読み取って、スマートフォン決済アプリやクレジットカードなどで地方税を納めることができるシステムでエルキューアールと読む。
9	32	R	RPA	ロボティクス・プロセス・オートメーション (Robotics Process Automation) の略称で、業務自動化と訳される。定型的な人間によるパソコン操作のソフトウェアのロボットが代替する手段等がある。
9	33	セ	セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動のこと。
10	34	B	BPR	ビジネス・プロセス・リエンジニアリング (Business Process Re-engineering) の略称で、業務内容やその流れ（業務プロセス）を分析し、最適になるように設計したうえで、業務内容や業務プロセスを再構築すること。
10	35	ペ	ペーパーレス化	紙で運用されていた文書・資料を電子化して、業務効率化改善やコスト削減を図ること。

ページ	番号	索引	用語	解説
10	36	ク	クラウド	クラウドサービスのことで、従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアをネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。
10	37	0	OCR	オプティカル・キャラクター・リーダー（Optical Character Reader）の略称で、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能こと。紙文書をスキャナで読み込み、書かれている文字を認識してデジタル化する技術。
10	38	キ	キャッシュレス決済	現金を使わずに支払いを済ませる方法のことで、クレジットカードや電子マネー、スマートフォンでの決済等がある。
10	39	コ	コミットメント	委託、約束、責任と訳される。本ビジョンでは主体的に関与するという意味で使われる。
10	40	デ	デジタルリテラシー	デジタル技術を理解して適切に活用する能力のこと。